291

（その１）

収支報告書

平成28 年分
（ 開催分）

（ふりがな） いまい まさと こうえんかい

1 政治団体の名称 今井 まさと 後援会

2 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市広見１８５４
和晃ビルE

3 代表者の氏名 今井 雅人

4 会計責任者の氏名 永澤 裕幸

事務担当者の氏名
永澤 裕幸
（電話） 0574-49-9444
（電話）
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	今井 雅人

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	今井 雅人
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

岐阜県選挙管理委員会 受付 29.3.24

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,146,435
（前年からの繰越額）	1,297,168
（本年の収入額）	3,849,267
支　出　総　額	4,795,173
翌年への繰越額	351,262

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,831,234	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,831,234	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	1,831,234	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
新春の集い　川辺会費	132,000	３３名
新春の集い　白川会費	175,000	３５名
新春の集い　下呂会費	536,000	１３４名
新春の集い　美濃加茂会費	230,000	４６名
新春の集い　高山会費	400,000	８０名
新春の集い　可児会費	300,000	６０名
新春の集い　郡上会費	150,000	３７名
この頁の小計	1,923,000	
1件10万円未満のもの	95,033	
合　　計	2,018,033	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
維新の党衆議院岐阜県第４選挙区支部	1,831,234	H28/3/25	岐阜県可児市広見1854　和晃ビルE	今井雅人	
この頁の小計	1,831,234				
その他の寄附	0				
合計	1,831,234				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	472,472		
(4) 事務所費	396,142		
小計	868,614	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,726,559		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	1,200,000		
(6) その他の経費	0		
小計	3,926,559	0	
合計	4,795,173		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機カウンター料	21,045	H28/1/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	25,711	H28/2/29	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	28,713	H28/3/28	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	40,336	H28/4/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	31,968	H28/5/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	48,090	H28/6/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	49,962	H28/7/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	48,867	H28/9/9	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	振込
タイヤ代	29,376	H28/9/21	タイヤショップ早野	岐阜県美濃加茂市森山町4-272-8	
コピー機カウンター料	48,786	H28/10/6	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	振込
コピー機カウンター料	28,935	H28/10/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	30,815	H28/11/28	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
コピー機カウンター料	28,937	H28/12/27	ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-20	口座引落
この頁の小計	461,541				
その他の支出	10,931				
合計	472,472				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機リース代	13,650	H28/1/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/2/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/3/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/4/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/5/6	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/6/6	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/7/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/8/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/9/5	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/10/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/11/4	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
コピー機リース代	13,650	H28/12/5	株式会社　クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・52F	賃借料口座引落
料金後納	133,732	H28/5/31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	通信費
料金後納	66,780	H28/8/31	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	通信費
政治資金監査報酬	21,600	H28/3/25	税理士法人飛騨会計事務所下呂事務所	岐阜県下呂市森782番地15	事務管理費
この頁の小計	385,912				
その他の支出	10,230				
合計	396,142				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				行事会議費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新春の集い　川辺	131,652	H28/1/17	かつや	岐阜県加茂郡川辺町中川辺63番地	
新春の集い　白川町	172,580	H28/1/25	寿し幸	岐阜県加茂郡白川町河岐1736-1	
新春の集い　下呂　お菓子	11,007	H28/1/30	ゲンキー株式会社高山国府店	岐阜県高山市国府町広瀬町1639-1	
新春の集い　下呂　機材使用料	13,000	H28/2/4	有限会社マシタラジオ	岐阜県下呂市森906番地46	
新春の集い　下呂　送迎タクシー代	64,000	H28/2/4	株式会社ライドシステムズ	岐阜県下呂市森140番地1	
新春の集い　下呂	342,331	H28/2/4	飛騨農業協同組合	岐阜県下呂市森800-1	
新春の集い　美濃加茂	219,542	H28/2/6	かも川茶寮　うを完	岐阜県美濃加茂市加茂川町3-7-17	
新春の集い　高山	396,000	H28/2/12	株式会社ホテル高山　宝生閣	岐阜県高山市馬場町1-88	
新春の集い　可児	291,000	H28/2/21	可児かまど本店	岐阜県可児市下恵土526-1	
新春の集い　郡上	146,760	H28/2/23	覇楼館	岐阜県郡上市白鳥町白鳥21番地の14	
書籍代	30,000	H28/2/27	石田芳弘事務所	愛知県犬山市大字犬山字東古券773番地	
新春の集い　飛騨市	95,130	H28/3/8	地域交流センター船津座指定管理者HIP有限会社	岐阜県飛騨市神岡町船津1130-1	
その他の支出	16,841				
合計	1,929,843				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				会合費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
打合せ会議	11,578	H28/2/9	かも川茶寮　うを完	岐阜県美濃加茂市加茂川町3-7-17	
打合せ会議	22,253	H28/3/17	古々家	岐阜県可児市川合242-1	
この頁の小計	33,831				
その他の支出	156,289				
合計	190,120				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
宿泊代	21,700	H28/7/16	角忠旅館	岐阜県郡上市白鳥町白鳥1044-5	
宿泊代	12,600	H28/7/16	角忠旅館	岐阜県郡上市白鳥町白鳥1044-5	
この頁の小計	34,300				
その他の支出	3,590				
合計	37,890				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
お茶会会費	15,000	H28/2/11	株式会社キタニ内　香信会	岐阜県高山市松倉町2115番地	
第4回白山白川郷ウルトラマラソン参加費	13,669	H28/6/7	株式会社アールビーズ	東京都渋谷区神宮前2-4-12 DT外苑	
どろんこバレー参加料	15,000	H28/7/6	郡上市商工会青年部	岐阜県郡上市八幡町島谷130番地1	
スポーツ吹矢　用品	13,000	H28/9/10	岐阜県スポーツ吹矢協会	岐阜県加茂郡川辺町比久見983-1 高井　治	
第6回飛騨高山ウルトラマラソン	14,721	H28/11/25	ウェルネット株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1-7 NBF日比谷ﾋﾞﾙ26F	
奥長良伝統花火二日町同好会研究セミナー参加費	15,000	H28/12/11	伝統花火研究会代表　大西弘男	岐阜県郡上市白鳥町二日町1180-1	
この頁の小計	86,390				
その他の支出	418,937				
合計	505,327				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				交際費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
高橋家葬儀生花	16,200	H28/1/13	大成祭典株式会社	東京都品川区西五反田5-30-13	
国際ソロプチミスト演奏チケット	12,500	H28/4/9	国際ソロプチミスト可児	岐阜県加茂郡坂祝町勝山466-4	
この頁の小計	28,700				
その他の支出	34,679				
合計	63,379				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付	1,200,000	H28/4/4	民進党岐阜県第4区総支部	岐阜県可児市広見1854　和晃ビルE	
この頁の小計	1,200,000				
その他の支出	0				
合計	1,200,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　3月　23日

政治団体の名称　今井　まさと　後援会

会計責任者の氏名　永澤　　裕幸　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年3月 23日

今井　まさと　後援会

代表　今井　雅人　殿

登録政治資金監査人 小林 正治 ㊞

登　録　番　号 第 3265 号

研修修了年月日　平成21年12月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、今井　まさと　後援会の平成28年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書、（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、今井　まさと　後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

今井　まさと　後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上